

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

三三

告示

○競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件の一部を改める件

三三

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

三三

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

三四

○福島県企業局

三四

○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

三四

○平成二十四年七月十日付け号外第三十六号中

三四

規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第五十七号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十三年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二相双信用組合の項中「新地支店」の下に「相馬西支店」を加える。

附則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

（出納総務課）

告示

福島県告示第四百五十二号

競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件（平成二十四年福島県告示第四百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

第一項中「第六の第四号（ア）」の下に「及びイ」を加える。

本則に次の一項を加える。

5 第一項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等がその構成員に含まれる共同企業体については、五十九号告示第六の第四号（ウ）中「当該審査基準日の属する年の翌年の三月一日」とあるのは、「平成二十五年三月一日」とする。

（入札監理課）

公告

公告第二百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年九月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月十日

二 名称

特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブラッペン

三 代表者の氏名

齋藤 陽介

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市久留米五丁目十八番地の三

五 定款に記載された目的

この法人は、郡山市の地域に根ざした総合型地域スポーツクラブを作り、地域住民に対して、スポーツ振興に関する事業を行い、青少年の健全な育成とスポーツを通じた地域振興に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十四年九月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

郡山市東部土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 吉田 福男 郡山市中田町柳橋字上篠坂四五二番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 横田 吉雄 郡山市安積町笹川字高瀬七三番地

（農村計画課）

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年9月25日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県企業局管理規程第7号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第60条第1項中「郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局（）」を「郵便局（簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社）の営業所であつて」に改め、「を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業」を削り、「に限る」を「をいう」に改める。

第62条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

（経営企画課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年七月十日付け号外第三十六号中

四	
収入金額	$\frac{0.7}{100}$
収入金額	$\frac{0.2}{100}$